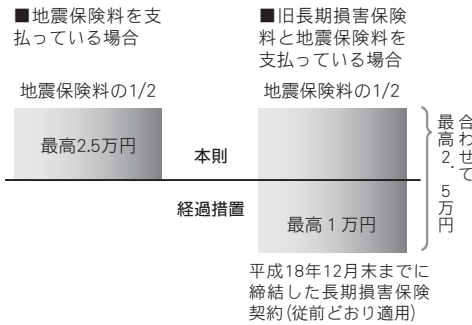


■ 損害保険料控除の廃止（地震保険料控除の創設）

損害保険料控除が廃止され、地震保険料控除が創設されます。

- 控除額：地震保険料の支払保険料の2分の1（限度額2万5千円）

※経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等に係る保険料等については、従前の損害保険料控除（限度額1万円）が適用されます。ただし、経過措置に係る損害保険料控除と地震保険料控除の両方を適用する場合は、両方合わせて2万5千円を限度とします。



■ 所得変動があった方についての経過措置

平成19年中（1月から12月）の所得が前年に比べて大きく下がり、平成19年分の所得税がかからなくなった方は、税源移譲による市県民税の増額分を所得税から減額することができなくなってしまいます。

この場合、次の条件により平成19年度分の市県民税(平成18年中の所得で計算)を税源移譲前の税率を適用した市県民税額（所得割）まで減額する経過措置が設けられました。

- 対象者：次の①、②の条件を両方満たす方

- ①平成19年度市県民税の課税所得金額（申告分離課税分を除く）
＞ 所得税との人的控除額の差の合計額
- ②平成20年度市県民税の課税所得金額（申告分離課税分を含む）
≤ 所得税との人的控除額の差の合計額

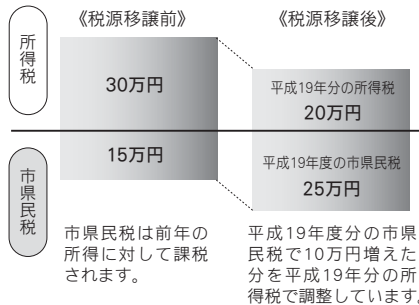
- 対象年度：平成19年度分のみ
- 申告方法：平成20年7月1日から平成20年7月31日までに平成19年度住民税が課税された市区町村に所定の申告書により申告する必要があります。

※具体的な申告方法については、詳細が決まり次第、今後の広報等でお知らせします。

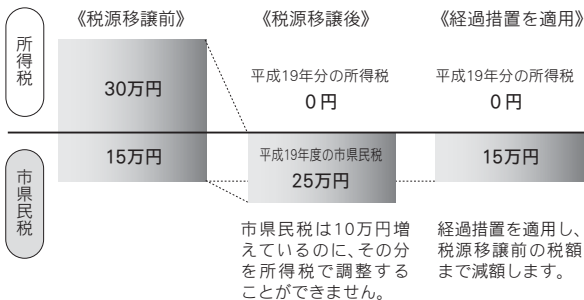
《適用が考えられるケース》

平成18年中の給与収入が400万円で、平成18年末で退職したため平成19年は全く収入がなく、平成19年度市県民税所得割を支払っていたが、平成20年度は全く市県民税が賦課されていないケースなど。

【通常の税源移譲のイメージ】



【減額措置が摘要される方のイメージ】



平成20年度 個人市県民税が 改正されます

■ 住宅借入金等特別控除

住宅借入金等特別控除は所得税のみにある制度でしたが、税源移譲により所得税と個人市県民税の比率が変わりましたので、所得税が減少した結果、控除限度額が所得税額を超えてしまい、控除しきれなくなる場合があります。

このため、所得税の税額が下がったことにより所得税から控除されなくなった住宅借入金等特別控除を翌年度の市県民税で控除する制度が創設されました。

- 対象者：平成11年から平成18年末までに入居された方
- 対象年度：平成20年度分から平成28年度分までの市県民税について適用
- 申告方法：その年の3月15日までに市へ住宅借入金等特別税額控除申告書の提出が必要（平成20年からの受付）です。確定申告書を提出される方は、税務署を通して申告をします。
- 計算方法

$$\text{下の(1)と(2)のいずれか小さい金額} - \text{(3)税源移譲後の税率で算出した前年分の所得税額} = \text{市県民税住宅借入金等特別税額控除 (A)}$$

- (1) 前年分の所得税の住宅借入金等特別控除額
- (2) 税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額

※具体的な申告方法については、詳細が決まり次第、今後の広報等でお知らせします。

【モデル】 本人給与所得のみで年収400万円、妻と子1人(無収入)を扶養、平成19年12月末借入金残高800万円（平成17年3月入居）

	所得税		市県民税所得割	
	平成19年分	税源移譲前の税率で算出	平成20年度分	税源移譲前の税率で算出
給与所得	① 266万円		266万円	
社会保険料控除額	② 50万円		50万円	
配偶者・扶養・基礎控除額	② 114万円		99万円	
課税される所得金額《①-②》	③ 102万円		117万円	
税額(税額控除前)《所:③×5%、市県:③×10%》	④ (3) 51,000円	(2) 102,000円	117,000円	58,500円
調整控除額	⑤		7,500円	
住宅借入金等特別控除額	⑥ (1) 80,000円	80,000円		
住宅借入金等特別税額控除	⑦		(A) 29,000円	
税額《所:④-⑥、市県:④-⑤-⑦》		0円	22,000円	80,500円

※平成19年分の所得税は0円、平成20年度の市県民税の所得割額は80,500円となり、あわせて80,500円の負担となります。税源移譲前の税率で計算すると、所得税は22,000円、市県民税の所得割額は58,500円となり、あわせて80,500円となります。つまり、税源移譲により納税者の税負担が変わらないようにするためにこの控除措置がとられるものです。

ただし、住宅借入金等特別税額控除申告書を期限内（3月15日まで）に提出されなければ、市県民税の所得割額は、109,500円となります。